

参議院議員通常選挙が行われます

公示日 **6月22日(水)**

投票日

7月10日(日)

●投票時間

午前7時～午後8時

選挙権年齢が 18歳以上に!

選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。未来の担い手である若い世代が、積極的に政治に関わることが大切です。貴重な一票を無駄にしないように投票しましょう。

●選挙公報

選挙公報を新聞折込で7月上旬ごろ配布予定です。このほか町内ニューシャトルの駅や公共施設に備え置きますのでご利用ください。

●開票

開票は、即日開票で7月10日(日)午後9時から伊奈中学校体育館で行います。

●投票場所

投票区	投票所 (所在地)	投票区域
第1投票区	あやめ会館 (小室2268-143)	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第2投票区	南小学校体育館 (栄4-1)	栄中央区、栄北区
第3投票区	南中学校体育館 (小室3001)	丸山区、下郷区(中島地域を除く)、大山区
※第4投票区	小室小学校会議室 (小室7981)	志久区、南本区、北本区(本町一・三丁目および本上地域の一部を除く)
第5投票区	伊奈町役場 (小室9493)	中央区、小貝戸区、北本区のうち本町一・三丁目および本上地域の一部
第6投票区	柴中福祉センター (小室9960-1)	柴中荻区、若榎区
第7投票区	小針中学校体育館 (学園2-207)	大針区、細田山区、学園中央区
第8投票区	小針小学校体育館 (寿2-80-1)	羽貫区
第9投票区	新宿集会所 (小針新宿450-1)	小針新宿区、光ヶ丘区、小針内宿区のうち寿一丁目
第10投票区	小針北小学校体育館 (内宿台5-214-1)	小針内宿区(寿一丁目を除く)

※第4投票区の投票所が体育館から会議室に変更になりましたのでご注意ください。
◎「投票区域」は行政区名で表示しているため、お住まいの地域名とは異なる場合がありますので、有権者の皆様に送付した入場券の「投票所名」をご確認のうえお越しください。

●期日前(不在者)投票

投票日当日に外出等で投票することができない方のために、次のとおり期日前(不在者)投票の制度がありますのでご利用ください。

◆投票期間 **6月23日(木)～7月9日(土)**

◆投票時間 午前8時30分～午後8時

◆投票場所 伊奈町役場北庁舎1階 期日前(不在者)投票所



埼玉県のマスコット
「コバトン」

※選挙に関するお問い合わせは、町選挙管理委員会 ☎721-2111



特定健康診査・健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(金)まで

下記の方を対象にした特定健康診査・健康診査を実施しています。特定健康診査は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。

生活習慣を見直すよい機会です。健康な生活を送るために、ぜひ、1年に1度は健診を受けましょう。

なお、毎年9月は予約が殺到し、ご希望の日時に受診できない場合がありますので、早めの受診をお願いします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方
問い合わせ先	保険医療課 国民健康保険係☎2172	保険医療課 医療係☎2175
対象者	40～74歳	75歳以上（一部65歳以上の方を含む）
健診の種類	特定健康診査	健康診査
健診の内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖）・尿検査・貧血検査・心電図検査 ※腹囲は、40～74歳の方のみ実施。	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。（4月2日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。）	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、受診券を再交付しますので、保険医療課医療係までご連絡ください。
持ち物	・受診券 ・国民健康保険被保険者証	・受診券 ・後期高齢者医療被保険者証
費用	無 料	

※40～74歳で町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。

後期高齢者医療

図 保険医療課医療係☎2175

被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合（1割または3割）を前年の所得を基に判定し、7月中に新しい被保険者証を送付します。有効期限は平成29年7月31日です。
※古い被保険者証は、ハサミをいれるなどして厳重に処分してください。

平成28年度保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、今年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

●特別徴収（年金からの天引き）対象の方
今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

※後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者（日本年金機構など）からの通知に基づいて行われています。

●普通徴収対象の方

① 保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。

納期は、7月から翌年2月までの各月（8回）です。

② 今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。

7～9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

●年度途中で資格取得した方
今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に納付通知書を送付します。

●今年5月以降に資格を喪失した方
後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

① 特別徴収対象の方
4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

② 普通徴収対象の方
転出先やご遺族宛に、納付通知書を送付します。